

エンブレムに向けられたネットユーザーの「厳しい」目 ～オリジナル、それともパクリ～

慶應義塾大学大学院法務研究科
奥 邨 弘 司

1 はじめに

慶應義塾大学法科大学院、いわゆるロースクールの奥邨です。どうぞよろしくお願いたします。

私、大学生時代は、その先の東大路通りをまっすぐ北に上がった百万遍のところにある大学に通っておりました。ただ、4年間京都に住んでいましたが、こちらの京都女子大には伺ったことがありませんでした。今回普段お世話になっている泉先生からお声がけ頂いて、喜んでやってきたわけでありませぬ。よろしくお願いたします。

今日は、「エンブレムに向けられたネットユーザーの『厳しい』目 ～オリジナル、それともパクリ～」というテーマで著作権法に関するお話をさせていただきます。

まず、こちらのスライド【図1】ですが、もう何か、ずいぶん昔の事のような気がされるかも



【図1】⁽¹⁾

(1) 朝日新聞 DIGITAL 「東京五輪エンブレム問題」
<http://www.asahi.com/special/timeline/tokyo2020emblem/>

しませんが、思い起こせば、去年の8月頃はこの話題で持ちきりだったわけです。今更申し上げるまでもありませんが、向かって左が、東京オリンピックのエンブレムとして組織委員会が採用した佐野研二郎氏のもので、右側は、ベルギーのリエージュ劇場のロゴです。この劇場ロゴのデザイナーのオリヴィエ・ドビ氏が、オリンピックのエンブレムは自分がデザインしたロゴによく似ているとして、問題視する記事をFacebook上に投稿したところ、それが拡散され、ついにはベルギーで訴訟まで始まってしまったこともあり、大騒ぎになりました。ちょうどこの頃、新国立競技場の設計についても、ザハ・ハジドさんの設計が白紙に戻されるなど、すったもんだの状態だったこともあり、余計に、メディアを賑わすことになりました。

その後、エンブレムをデザインしたデザイナーの方の他の作品に関する様々な報道や、選考過程に問題があったのではないかなどの報道も相次いで、結局エンブレムは採用されないことになったのは、皆さんご存知のとおりです。

今日のお話しは、この一連の経緯を検証するというようなものではありません。振り返れば、当時、報道は異常に過熱して、何が真実か、今もってよく分かりません。ベルギーの裁判も、結局和解となり、判決が公になったわけでもありません。第三者としては、事実関係がよく分からず、評価のしようがないわけです。

ただ、ベルギーで決着はつかなかったまでも、著作権侵害訴訟が提起されたことは事実です。仮に、最後まで争っていたらどうなったか、そういう観点から、今日は、このエンブレム問題をきっかけにして、クリエイターが創作した作品が、他人の著作権を侵害することになるのはどのような場合かについて考えていきたいと思います。

2 パクリ≠著作権侵害

クリエイターが作品を創作したところ、それによく似た作品が既に存在すると、いわゆる「パクリ」だと問題になるわけです。エンブレムの件は典型ですが、他にも小説のあらすじがよく似ているとか、音楽の歌詞や曲がよく似ているとか、アニメキャラクターの図柄がそっくりだとか、皆さんも色々と思い浮かぶことと思います。

このように、よく似ていることを「パクリ」と定義しますと、実は「パクリ」イコール「著作権侵害」ではありません。言葉を換えますと、似ているだけでは著作権侵害にはならないのです。実は、クリエイターが創作した作品が、他人の著作権を侵害したといえるためには、他人の著作物をマネしたということがいえなければならないのです。

皆さん、子供の頃の習字の授業を思い出してください。お手本のマネをして字を書きましたよね。習字を、分析すると、まず、お手本を見る。そして、そのお手本とそっくりな字を書く、そういう作業だったわけです。著作物のマネをするというのも、これと同じことなのです。他人の著作物を見て、それに似た著作物を創作することが、著作物をマネしたことになるわけです。

少しまとめましょう。クリエイターが創作した作品が、他人の著作権を侵害したというためには、他人の著作物をマネしたということがいえなければならない、そのためには、クリエイターの作品が他人の作品と似ているだけではダメで、クリエイターが、創作の前に、予め他人の作品を見ていなければならないのです⁽²⁾。逆にいえば、仮に、クリエイターの作品が他人の作品に本当にそっくりだとしても、クリエイターが問題の他人の作品を全く見たことがなければ、著作権侵害にはならないのです。他人の著作物を見ていないのに、たまたまそっくりな著作物を創作してしまう、これを偶然の暗合や独

(2) 島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門』（有斐閣・2009）249頁および小泉直樹『特許法・著作権法』（有斐閣・2012）165頁参照。

自創作などといいますが、偶然の暗合や独自創作は著作権侵害ではありません^{(3)・(4)}。

3 槇原敬之氏 v. 松本零士氏

実例を1つお示しします。今から10年ほど前のことなのですが、シンガーソングライターの槇原敬之さんが、CHEMISTRY という男性ボーカルデュオ・・・もう解散してしまいましたが・・・に提供した『約束の場所』という曲がありました。確か、クノールのカップスープのCMに使われて有名になりました。で、この曲の歌詞の中に、「夢は時間を裏切らない。時間も夢を決して裏切らない」という件があるわけです。この件が、盗作だと主張したのが、銀河鉄道999などで有名な、松本零士さんだったわけです。松本零士さんによると、槇原さんの曲ができる前に、銀河鉄道999中で「時間は夢を裏切らない 夢も時間を裏切ってはならない」という台詞を使っており、かつ、講演などでも頻繁に使っていたと。だから槇原さんの歌詞は盗作だと、週刊誌やワイドショーなどで非難したわけです。

どうでしょう、この2つのフレーズ、皆さんは似ていると思われませんか？ 賛否両論ありそうな気がしますが、ここでは、似ているということにしましょう。ただ、先ほどからお話しするように、2つのフレーズが仮に似ているとしても、それだけでは著作権侵害にはなりません。槇原さんが、松本さんのフレーズを知らなければ、マネしたとはいえないからです。

この事件、その後裁判になります。もっとも、松本さんが槇原さんを著作権侵害で訴えたのではなくて、槇原さんが松本さんを訴えました。自分は、著作権侵害をしていないこと、松本さんの発言は名誉毀損であること、の確認を求めたのです。裁判の途中で、松本さんが、著作権侵害に関して請求権

(3) 最判昭和53年9月7日民集32巻6号1145頁 [ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件]。

(4) 島並他・前掲注(2)249頁参照。

を放棄したため、裁判所は著作権侵害かどうか、そのものズバリを判断することはありませんでした。ただ、松本さんがワイドショーに出演して行った発言は、槇原さんが松本さんのフレーズに「依拠」してよく似たフレーズを創作したと視聴者に思わせ、槇原さんの社会的評価を低下させるものであるところ、槇原さんが松本さんのフレーズに「依拠」したことは真実とは証明できていないとして、名誉毀損の成立を認めました⁽⁵⁾。

この事件、「依拠」すなわち見たまたは聞いたことが否定されたわけですが、見たか見ていないかというのは、実際は証明が難しいです。その証明は、マネされた方がしなければならぬのですが、マネしたと疑われている人は、普通、素直に「見ました」とは認めないですし、見ている直接の証拠も通常は手に入りません。そこで、見たかどうかではなくて、マネされた作品に接する機会があった場合や、実際に見ていないと説明がつかないぐらい似ている場合などに、依拠が推認され、今度はマネしたと疑われている側が、依拠せず独自に創作したことを主張していくこととなります⁽⁶⁾。

4 アイデアは保護せず、表現を保護する

では、クリエイターの創作した作品と、他人の既存の作品がよく似ている。しかも、クリエイターは、創作の前に、問題の他人の作品を見ている。こういった場合、即、著作権侵害になるかということ、実はそうではないのです。この場合、さらに、似ているといわれている2つの作品の、「どこが」似ているのかを検討しなければならないのです。

著作権法には著作物の定義があります。簡単に整理しますと、①思想・感情の表現であること、②創作的な表現であること、③文芸・学術・美術または音楽の範囲に属する表現であること、の3つとなります⁽⁷⁾。

(5) 東京地判平成20年12月26日平19(ワ)4156号

(6) 島並他・前掲注(2)250～251頁参照。

(7) 著作権法2条1項1号

まず、①から③を見ていただくとお分かりのように、すべて「表現であること」で終わっています。つまり、著作物の定義では、「表現であること」が一番重要なわけです。著作権法の世界では、「表現」の反対概念を、一般に「アイデア」と呼びます。ここでいうアイデアとは、①の「思想・感情」のことです。もっとも、思想・感情というとかかなり高度なものをイメージされるかもしれませんが、実際には、「考え・気持ち」ぐらいの意味としてご理解下さい⁽⁸⁾。

著作権法は、表現は保護しますが、アイデアは保護しません。その結果、アイデアが似ていても、表現が似ていなければ、著作権侵害ではないのです⁽⁹⁾。例えば、ドラマを考えてください。殺人事件が発生します。思いっきり怪しく、動機もばつちりな容疑者がいるのですが、容疑者には、電車に乗っていた完璧なアリバイがあります。しかし、名刑事が、苦心の末、電車ダイヤの盲点を突いたアリバイ・トリックを見抜きます。そして、刑事と容疑者は、岬の上で対決します。刑事にトリックを見破られ、追い詰められた容疑者は、風吹きすさぶ岬の上で、ついに犯行を告白します。どうですか、多分、今晚テレビをつけたら、こういった感じの2時間ドラマが放送されているのではないのでしょうか？ 本当によく見る、定番のあらすじだと思うのです。

ここで重要なのは、この程度の大まかなあらすじは、アイデアですから、それが似ていても、具体的な表現が異なれば、著作権侵害にはなりません。実際問題、この程度のおおまかなあらすじが一緒だといって著作権侵害になったのでは、2時間ドラマはかなりの部分アウトになりかねませんよね。

ただ、あらすじでも、さっきの例のような大まかなものではなくて、もっと具体的になると話は変わってきます⁽¹⁰⁾。

ちょっと長くなりますが……。少年と少女は敵対するグループのメンバー

(8) 鳥並他・前掲注(2)16頁および駒田泰土＝潮海久雄＝山根崇邦『著作権法』(有斐閣・2016)19頁参照。

(9) 鳥並他・前掲注(2)20～21頁および駒田他・前掲注(8)20頁参照。

(10) 駒田他・前掲注(8)22頁参照。

である、2人はあるダンスパーティーで出会う、夜のバルコニーで気持ちを確かめあう、少女は別の男性と婚約させられている、少年と少女が結婚の誓いを仮に行う、敵対グループ同士の遭遇の際に少女のいところが少年の親友を殺す、暴力沙汰を避けるために、少年が親友を止めようとして事件が起こる、報復として、少年は少女のいところを殺す、結果として、少年は追放される、少年と少女が会う計画についての伝言が届けられるが、少年には届かない。少年は少女が死んだとの間違った知らせを受け取り、悲しみに暮れて自殺する⁽¹¹⁾。

どうですか、これ何のあらすじでしょう。分かります？

そう、これは、ロミオとジュリエットのあらすじです。そして同時に、ウェストサイドストーリーのあらすじでもあるわけです。ご存知かもしれませんが、ウェストサイドストーリーは、ロミオとジュリエットを元にして、舞台を20世紀のアメリカニューヨークに置き換えて創作されたものです。もちろん、ロミオとジュリエットは、400年以上前の作品ですから、著作権は存在しませんので、そういう風にして創作しても何も問題はないわけですが、もし仮に著作権が有効だった場合はどうなのでしょう？ ウェストサイドストーリーは著作権侵害にならないのか。アメリカのロースクールの著作権の授業では、この問題をみんなでディスカッションしたりするわけです。このあらすじをアイデアととらえるならマネしても問題ないのでは、とか、いやいや、ここまで具体的だとアイデアではなくて表現と考えるべきではないか、とすると著作権侵害ではないか、とかいう具合に、大議論をするわけです。

この問題、結論は出ないのですが、ただ、今日のお話との関係でいまひとつ重要なのは、実は、表現といっても、具体的な映像や舞台セット、台詞などに限られるわけではなくて、詳しいストーリーなども表現に含まれるんだ、

(11) See 4 MELVILLE B. NIMMER & DAVID NIMMER, NIMMER ON COPYRIGHT § 13.03[A][1][b].

という点も強調しておきたいと思います⁽¹²⁾。

5 創作的な表現

では、アイデアではなくて、表現ならば、どんな表現でも似ていれば著作権侵害になるのか、というところではありません。先ほどの定義にありましたように、創作的な表現でなければ著作物にはならず、著作権法の保護は受けられません。ですので、似ているところが、創作性のない表現だとすると、それでは著作権侵害にはならないのです。

なお、創作的といっても、独創的であることや、芸術的であることまでは求められません。何らかの形で、作者の個性が発揮されていれば良いのです⁽¹³⁾。そのため、幼稚園児の描くチューリップの絵、独創的、芸術的とはいえないとしても、個性は現れているので創作的といえるのです。

逆に、個性が表れているとはいえない表現は創作性なしとされます。具体的には、他人の表現をそのまま利用した表現ですとか、ありふれた表現ですとか、アイデアと一体になっている融合表現などです。

他人の表現をそのまま利用したり、そっくりまねたりした場合は、そこには、その他人の個性は表れてしますが、利用した人の個性は表れていませんから、利用した人の創作的表現とはいえないわけです⁽¹⁴⁾。

また、例えば、「あけましておめでとうございます」は、お正月の挨拶というアイデアと一体化している融合表現ですから、創作性なしです⁽¹⁵⁾。同じく、「人によって住居、軍事、政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防御的構築物」という学問上の城の定義の文章も、定義と

(12) 駒田他・前掲注(8)22頁参照。

(13) 島並他・前掲注(2)24頁、小泉・前掲注(2)110頁および駒田他・前掲注(8)22頁参照。

(14) 島並他・前掲注(2)25頁および小泉・前掲注(2)110頁参照。

(15) 島並他・前掲注(2)26頁および小泉・前掲注(2)110頁参照。

いうアイデアと一体化した表現です⁽¹⁶⁾。また、「創刊以来5年の永きにわたりご愛読いただきました読者の皆様、またお力添えをいただきました諸先生に、ここにあらためまして心より御礼もうしあげます」というような雑誌休刊時の挨拶は、ありふれたものとして、創造性は否定されます^{(17)・(18)}。新聞の見出しも、例えば、「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」などは、短くありふれた表現とされました⁽¹⁹⁾。一つ補足しますと、ありふれているかどうかを判断する際には、字数であるとか、正確性が強く求められるとか、その他、その表現を行う際の色々な制約も考慮し、そういった制約の中で表現すると、誰が表現してもあまりバリエーションがないのか、ということも考慮されます。

なお、フォントの字体【図2】（タイプフェイスといいますが）ですとか、ロゴマーク【図3】などは、文字であるという制約から、誰がデザインして

【図2】⁽²⁰⁾【図3】⁽²¹⁾

- (16) 東京地判平成6年4月25日判時1509号130頁
 (17) 東京地判平成7年12月18日知的裁27巻4号787頁
 (18) 島並他・前掲注(2)26～28頁、小泉・前掲注(2)111頁および駒田他・前掲注(8)24頁参照。
 (19) 知財高判平成17年10月6日平17(ネ)10049号
 (20) 最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁
 (21) 東京高判平成8年1月25日知的裁28巻1号1頁

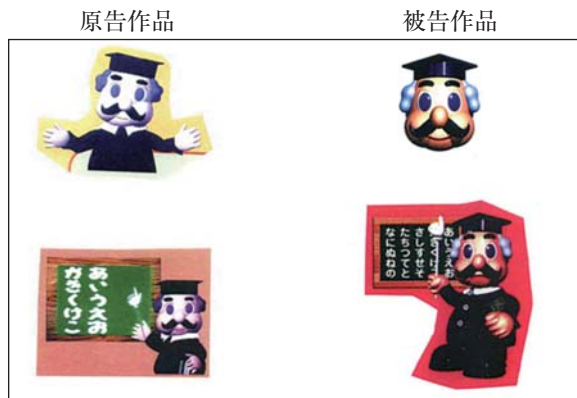
も形が似るのは仕方がない部分がありますので、安易に著作権を認めると、後の人が困ります。そこで、従来の書体と比べて顕著な特徴を有する独創性と、美的鑑賞の対象となる美的特性がないと著作物とは認められないなどと解されていまして、通常の創作性よりは、厳しくというか、レベルが高くというか、判断されます⁽²²⁾。

ところで、著作権法が、アイデアを保護せず表現を保護し、同時に、ありふれた表現などを保護しないことは重要な意味を持ちます。と言うのも、その結果、アイデアは独占されず、そのアイデアについて、多様な創作的な表現が誕生するようになるのです⁽²³⁾。たとえば、ラブソングを考えて下さい。恋人に対する、恋しい、愛しいという気持ち（アイデア）を歌にすることは自由ですが、その際、既存の詩や曲（表現）は著作権で保護されていますからまねできません。そこで、詩や曲を様々に工夫して表現するわけです。その結果、多種多様なラブソングが生み出されるわけです。私はこれを、著作権法のラブソング効果と勝手に呼んでいるのですが、授業なんかでは、学生さん向けに、「西野カナ」効果などと言ったりしています。ファンの方に怒られるかな？

では、似ているか似ていないが問題となった事例を見てみましょう。

(22) 島並他・前掲注(2) 41～44 頁、小泉・前掲注(2) 118～119 頁および駒田他・前掲注(8) 34～35 頁参照。

(23) 島並他・前掲注(2) 22 頁参照。

【図4】²⁴⁾

学習用ソフトの博士のキャラクターの絵柄が似ているとして問題となった事件【図4】では、「角帽やガウンをまとい髭など生やしたふっくらとした男性という点」が似ていますが、これはアイデアが似ているに過ぎず、それ以外の共通点もありふれた表現＝創作性のない表現が似ているに過ぎないので、著作権侵害にはならないとされました。

【図5】²⁵⁾

(24) 東京地判平成20年7月4日平18(ワ)16899号

(25) 東京地判平成16年6月25日平15(ワ)4779号

一方、イラストが似ているとして問題となった事件【図5】では、両者に共通する表現のうち、「人形を、頭や手足を球状などにしてデフォルメする表現方法、人形に物を持たせる」部分はありふれているものの、「肌色一色で表現した上、体型をA型にして手足を大きくすることで全体的なバランスを保ち、手のひらの上に載せた物が注目を集めるように、左手の手のひらを肩の高さまで持ち上げた上、手のひらの上に載せられた物を人形の半身程度の大きさに表現」する点は創作性があるとして、著作権侵害を肯定しました⁽²⁶⁾。

なお、この2つのイラスト細部まで見れば異なるわけですが、著作権法の世界では、マネされた作品の「表現上の本質的特徴が」マネした作品から「直接感得」できる場合、似ているということになります。細部で差があっても、マネされた作品の表現のコアの部分がマネした作品から、特に解説などされなくても感じ取れるならば、似ていることになるわけです^{(27)・(28)}。

6 再びエンブレム

さて、私に割り当てられた残り時間も少なくなってきました。最後に、最初に戻りまして、エンブレムがロゴマークの著作権を侵害するかどうか、どのように判断するのか、まとめの代わりに考えてみたいと思います。

まず、これまで見てきましたように、いきなり似ている、似ていないの議論をするのではなくて、エンブレムのデザイナーが劇場のロゴを見ていたのかどうかを考えなければなりません⁽²⁹⁾。依拠の有無を考えるわけです。この点、直接的な証拠は難しいので、原告、すなわち、ロゴのデザイナー側は、

(26) 鳥並他・前掲注(2)256頁も参照。

(27) 鳥並他・前掲注(2)256～257頁参照。

(28) 最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁〔江差追分事件〕も参照。

(29) なお、実際の裁判では、事件の特性によっては、証明のしやすさなどを考慮して、似ているか似ていないかをまず検討した後に、見たか見ていないかを検討する場合があります。

エンブレムのデザイナーがロゴマークに接する機会があったかであるとか、ロゴマークに依拠しないと説明不可能なほどエンブレムは似ているか、などを主張することになるでしょう。ここで、難しいのは、インターネット上に、劇場のロゴマークが掲載されていた場合、接する機会があったといえるのかどうかでしょう。肯定的にも考えられますが、そうすると今度は、今の時代、何でもインターネットに載っていますので、ほとんど全てのものについて、接する機会があったとなりかねず、広すぎる気もします。この辺は、裁判になって、当事者が主張立証しないとよく分からないところです。

依拠が肯定されれば次の、似ているか、似ていないかの検討に進みますし、もし、依拠が否定されれば、この時点で著作権非侵害となります。

次に、似ているか、似ていないかの検討ですが、確かに、エンブレムとロゴマークは似ているといえれば似ています。しかし、問題は、何が似ているのかを吟味することです。似ている部分は表現でしょうか？ それともアイデアでしょうか？ どちらも、基本はアルファベットのTを元にしてはいますが、そこが共通していること自体は著作権侵害にはなりません。では、Tの字体が似ていることはどうか。これはアイデアではなくて、表現です。しかし、文字の字体については、先ほどの判決にもありましたように、芸術的といえるほどではないと著作権が認められる表現とはいえません。また、このTの字体は、劇場のロゴのデザイナーが考えたのではなくて、既に存在する字体のようです。仮にそうだとすると、字体に関する部分にはロゴマークのデザイナーの個性は表れていませんので、そこが似ていることを理由に、デザイナーが、自分の著作権が侵害されたと主張することはできません。とすると、TとLを組み合わせたようなところだけが残ってくるわけですが、これだけだとアイデアと表現どっちか難しい部分があります。表現だとしても、アイデアと融合していないか、ありふれていないかを検討する必要があります。先に触れたように、組み合わせ方が限られてくることなど、その表現を行う際の色々な制約も考慮し、そういった制約の中で表現すると、誰が

表現してもあまりバリエーションがない、という場合は、ありふれた表現と理解されます。今回のケース、このように見てくると、著作権侵害かどうかと問われると、かなり否定的に思われるのです。

もちろん、誤解のないようにいいますと、劇場のロゴは、全体としては著作物です。TとLを組み合わせ、それを黒に白抜きで表現し、全体を大きな黒いまるで囲み、内側にもまるがあるように見えるところなど、全体、トータルとしては、個性が発揮された著作物であることは間違いありません。

また、最後に一言申し上げますと、著作権侵害でなければ、クリエイターの倫理として、他人の作品を模倣して良いと申し上げているつもりはありません。それは、クリエイターの世界における議論です。今日はあくまでも、著作権法の世界からの分析です。

既に時間が超過したようです。ご清聴ありがとうございました^{(30)・(31)}。

(30) オリピック・エンブレムに関する著作権問題について関心を持たれた方は、以下も参照して下さい。報告者とは異なる考え方もあります。著作権法の難しさ、奥深さを感じていただけたと思います。

- ・毎日新聞「疑惑の五輪エンブレムは『著作権侵害』ではない？ 骨董通り法律事務所 福井健策弁護士に聞く (1) (2)」<http://mainichi.jp/premier/business/articles/20150904/biz/00m/010/047000c#csidx978d6f5b3efb496b29795ba408c6cbf>
- ・The Huffington Post「2020年東京オリンピック・エンブレムは著作権侵害？ 専門家の見方」http://www.huffingtonpost.jp/2015/07/30/tokyo2020-logo_n_7908656.html
- ・中田裕人「パクリと違法のあいだ - わかりやすい著作権法とオリンピックエンブレム問題 -」http://blog.livedoor.jp/hirohito_nakada/archives/1039578253.html
- ・Business Journal「五輪エンブレム問題、仮にデザイン盗用でも『知らぬ存ぜぬ』で著作権侵害にならない？」http://biz-journal.jp/2015/09/post_11375.html
- ・田中辰雄「五輪エンブレム問題——『パクリ』批判は正しいのか？ (前編) (後編)」<http://blogos.com/article/141817/>

(31) 脚注にあげた、島並良 = 上野達弘 = 横山久芳『著作権法入門』(有斐閣・2009)、小泉直樹『特許法・著作権法』(有斐閣・2012)、駒田泰士 = 潮海久雄 = 山根崇邦『著作権法』(有斐閣・2016)はいずれも定評のある著作権法の入門書です。著作権法に興味を持たれた方は、是非どれか手に取って見て下さい。